

SNS運用インハウス化支援にかかる講座運営委託業務 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という。）が発注する「SNS運用インハウス化支援にかかる講座運営委託業務」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めたものである。

2 目的

本業務は、県内中小企業者が自社のファン獲得・認知度向上を目的として取り組むSNSアカウント運用にかかる実務レベルのスキル・ノウハウの習得支援及び運用計画の策定支援を行い、実施企業の効果的な広報活動・社内人材育成に資することを目的とする。

3 業務の内容

（1）SNS運用インハウス化支援講座

実施対象企業が取り組むSNS（Instagram）アカウントについて、効果的な運用方法を習得できる講座を行う。講座内容は座学だけでなくワークも実施し、スキル・ノウハウの定着までサポートする。なお、ワーク内容は実施企業の広報戦略等の守秘義務あるため、（2）の個別サポートにより振り返りを行うこととする。

【実施対象企業】 県内中小企業者のうち、食品・雑貨など一般消費者向けの商品を販売する企業（5社程度）

【実施回数】 2時間×5回程度

【備考】 本業務の企画提案書内に、具体的な講座実施回数、各回の講義内容等の詳細を記載すること。

（2）個別サポート

（1）の講座内で課したワークについての振り返りを行うための個別サポートを適宜行う。また、実施時間内において、実施企業よりSNS運用等にかかる他の質問があった場合も、助言を行うこと。

（3）運用計画策定支援

講座終了後においても、実施企業が自社で効果的なSNS運用を行えるよう、運用計画の策定を支援すること。策定内容は一般的な投稿スケジュール等ではなく、実施企業の特徴を活かした季節プロモーション計画など、ロードマップとして使えるものとする。

（4）その他

①必要資料の作成

本業務実施にあたって、実施対象企業が本事業の実施内容の振り返りを行えるよう、必要な資料等を作成すること。

4 助言等

本業務期間中、受託者は財団の職員に対して適切な助言を与えるとともに、財団の疑問点の回答又は必要な資料等を求めた場合、迅速に対応し回答、資料提供等を行うこと。

5 再委託の制限

受託者は、財団の承認を受けないで本業務を再委託してはならないこととし、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の業務内容及び再委託先の概要、体制について事前に財団に書面で協議し、承認を得なければならない。

6 報告書の提出

本業務完了後は、各社の実施結果についての報告書を作成し、速やかに財団に提出すること。なお、提出期限については、あらかじめ財団と協議して決定するものとする。

7 注意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、あらかじめ財団と十分協議を行うこと。
- (2) 実施に当たっては、実施対象企業の意向を十分踏まえるとともに、実施時期についても十分配慮し行うこと。

8 受託者の責務

- (1) 受託者の責務において、業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。なお、本業務で出稿する予定の広告に対する薬機法・景品表示法等のリーガルチェック（法務確認）は実施対象企業であらかじめ行うこととする。
- (2) 受託者は常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (4) 業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

9 その他

受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、必ず財団と協議することにより定めるものとする。